

地方税法施行令の一部を改正する政令要綱

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、提出物件の留置きに係る手続、調査の事前通知に係る通知事項等を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととし、次のとおり地方税法施行令の一部を改正するものとする。

第一 地方税法施行令に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

1 欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。

(第八条の十二、第八条の十五、第八条の十六、第八条の十八、第八条の十九、第八条の二十一、第八条の二十二、第八条の二十四、第九条関係)

2 外国の法人税等の額を法人税割額から控除することについて、当該法人税割額に係る申告書又は更正請求書に外国の法人税等の額の控除に関する事項を記載した書類の添付がある場合に限り適用することとする。 (第九条の七、第四十八条の十三関係)

二 事業税

欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。

(第二十條の三、第二十一條關係)

三 その他

1 徴税吏員等が、帳簿書類その他の物件を留め置く場合は、当該物件の名称又は種類及びその数量その他当該物件の留置きに關し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付するとともに、当該物件につき留め置く必要がなくなったときは、遅滞なく、これを返還しなければならぬこと等を定める。(第七條の四の七、第二十條の二、第三十五條の二の二、第三十五條の四の二、第三十五條の七の四、第三十七條の十五の二、第三十九條の十の二、第四十條、第四十二條の四の二、第四十三條の十二の二、第四十三條の十七の二、第四十四條の三、第四十五條、第四十五條の二の三、第四十七條の五、第五十二條の十三の二、第五十二條の十六、第五十二條の十八、第五十三條の二の二、第五十三條の八、第五十四條の三十二の二、第五十四條の五十九の二、第五十五條、第五十六條の十一、第五十六條の四十九の二、第五十六條の八十九の三、第五十六條の九十二の二

關係)

2 総務省の職員に実地の調査において質問検査等についての通知を行う場合の通知事項として、調査の相手方である納税義務者の氏名及び住所又は居所、調査を行う総務省指定職員の氏名等を定めること。 (第三十五条の三、第三十五条の四の三、第四十三条の十七の三、第五十二条の十七関係)

第二 その他

1 その他所要の規定の整備を行うこと。

2 前記第一の一の1及び第一の二の改正は平成二十四年四月一日から、第一の三の改正は平成二十五年一月一日から、その他の改正は公布の日から施行すること。